

## 第 4 期兵庫県科学技術会議の設置・運営について

## (要点)

- 1 平成12年度に設置した「兵庫県科学技術会議」(県附属機関)について、第4期会議(設置期間:平成20年度から2箇年)を設置する。
- 2 第4期では、「県内の研究基盤の活用・連携に向けた基本的な方向と推進方策」について諮問する。

## 1. 兵庫県科学技術会議の概要

目 的	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議 ・知事の諮問に応じ、科学技術振興のための基本的事項・重要事項について調査審議すること。 ・科学技術の振興に関する事項について知事に建議すること。
設置期間	・ <b>第1期会議</b> 平成12年4月～平成14年3月 「科学技術政策の重点推進方策について」を県に答申(H13.12) ・ <b>第2期会議</b> 平成14年9月～16年9月 「知の創造・活用と科学技術人材の育成」を県に提言(H16.1) ・ <b>第3期会議</b> 平成17年10月～19年10月 「本県の強みや地域特性を活かした科学技術振興方策」を県に答申(H19.1)
設置根拠	県の附属機関として設置(附属機関設置条例により設置)
委員数	20名以内(特別な事項を調査審議する場合、別に専門委員の設置が可)
任期	2年
役員	会長(互選)及び会長代理(会長が指名)

## 2. 第4期会議での主な審議項目

第4期では、県内に集積した最先端研究機関の活用・連携方策を具体的に調査審議するため、「県内の研究基盤の活用・連携に向けた基本的な方向と推進方策」について諮問する。

## 3. 審議体制について

### (1) 委員数

20名

### (2) 委員の任期

就任より2年間（平成20年12月～平成22年12月）

### (3) ワーキンググループの設置

科学技術会議の効率的な会議運営を図るため、本会議の下に少人数で構成する機動的な検討体制（ワーキンググループ）を設け、課題や論点の整理等を行う。

### (4) 会議の公開

会議は原則として公開するものとし、議事録は公表する。

（会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認める。）

（議事録においては、発言した委員の氏名は非公開とする。）

## 4. スケジュール（案）

会議については、原則として、年1～2回程度開催の予定

### 【平成20年度】

20年 12月 第4期科学技術会議の設置

12月 第1回科学技術会議開催

（会長選出、県からの諮問、会議の進め方協議・決定）

12月 第1回ワーキンググループ開催

21年1～3月 ワーキンググループ開催（2回程度）

### 【平成21年度】

21年 6月 第2回科学技術会議開催

（ワーキンググループ審議状況の中間報告）

4～9月 ワーキンググループ開催（3回程度）

10月 第3回科学技術会議開催

（答申（最終案）について意見交換・取りまとめ等）

12月 会長から知事に答申

## 附属機関設置条例（抜粋）

（知事の附属機関の設置）

第1条 法律又はこれに基づく政令の定めるところにより置かなければならないもののほか、次の表のとおり知事の附属機関を置く。

（別表に科学技術会議の項目を追加）

名 称	担 任 す る 事 務
科学技術会議	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務

附 則

（施行期日）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 兵庫県科学技術会議規則

（平成12年3月31日 規則第74号）

（趣旨）

第1条 この規則は、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第3条の規定に基づき、兵庫県科学技術会議（以下「科学技術会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 科学技術会議は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 科学技術の振興のための基本的事項に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する重要事項に関すること。
- 2 科学技術会議は、科学技術の振興に関する事項について、知事に建議することができる。

（組織）

第3条 科学技術会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 科学技術会議に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
  - (2) 関係行政機関の職員
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
  - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任されることができる。
  - 5 専門委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 科学技術会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、科学技術会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 科学技術会議は、会長が招集する。

- 2 科学技術会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 科学技術会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員会)

第7条 科学技術会議に、科学技術の振興のための重要事項に係る課題の解決のための具体的方策を専門的に調査審議するため政策委員会を、県が実施する研究開発に関する課題の評価及び県が設置する試験研究機関等の運営の在り方等に関する事項を調査審議するため評価委員会を置く。

- 2 政策委員会及び評価委員会(以下「委員会」という。)に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 委員会に、委員長を置く。
- 4 委員長は、委員会に属する委員又は専門委員のうちから、会長が指名する。
- 5 委員長の職務及び委員会の招集については、第5条第3項及び前条第1項の規定を準用する。
- 6 政策委員会は、政策委員会に属する委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 評価委員会は、評価委員会に属する委員及び専門委員(部会を置いたときは、委員、部会長及び部会に属さない専門委員)の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 政策委員会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 評価委員会の議事は、出席した委員及び専門委員(部会を置いたときは、委員、部会長及び部会に属さない専門委員)の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 評価委員会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置く。

3 部会に属すべき委員及び専門委員並びに部会長の指名については前条第2項及び第4項の規定を、部会長の職務及び部会の会議については第5条第3項並びに第6条第1項並びに前条第6項及び第8項の規定を準用する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、科学技術会議の運営に関して必要な事項は、科学技術会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる科学技術会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

## 兵庫県科学技術会議運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県科学技術会議規則（平成12年兵庫県規則第74号。以下「規則」という。）第9条の規定により、兵庫県科学技術会議（以下「科学技術会議」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

### (委員以外の出席)

第2条 会長、委員長及び部会長（以下「会長」という。）は、必要があると認めるときは、委員及び専門委員（以下「委員」という。）以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

### (文書による意見の開陳等)

第3条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

### (会議の公開)

第4条 科学技術会議の会議は原則として公開するものとし、議事録は公表する。

2 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が損なわれると会長が認める場合は、会議及び議事録は非公開とする。

3 会議の公開は、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

4 政策委員会及び評価委員会については、関係者の自由かつ公平な立場からの審議を確保する観点から、会議及び議事録は非公開とする。

### (議事録)

第5条 会長は、次の事項を記載した会議の議事録を調整するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 案件の内容

(4) 審議の概要

2 議事録において、次に掲げる事項は非公開とする。

(1) 発言した委員の氏名

(2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項

### (事務局)

第6条 会議の事務局を、産業労働部産業政策局科学振興課に置く。

2 事務局長は、産業政策局長をもって充てる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、科学技術会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。